

# 都原宿舎他受水槽等清掃

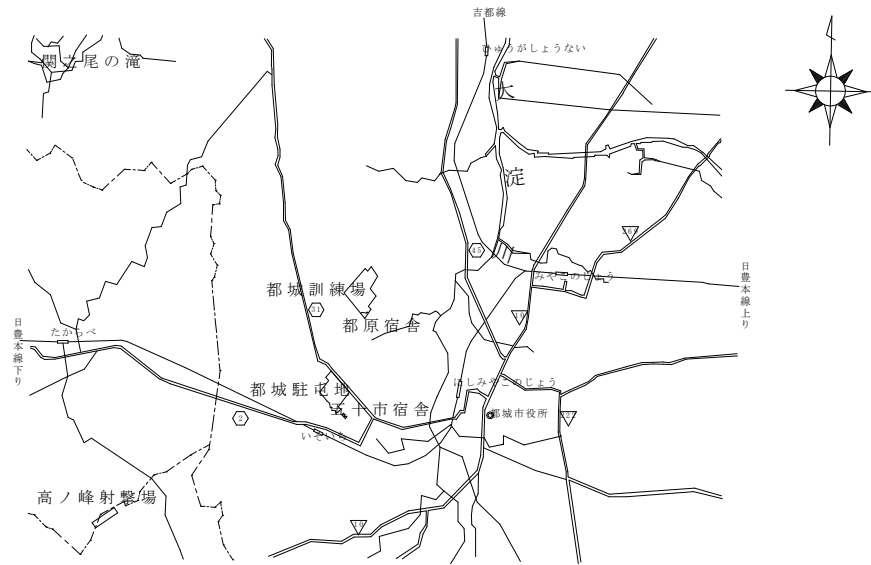
件名	都原宿舎他受水槽等清掃					図面No.	1/3
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生班長	給排水係長	営繕係	管財係	作成者
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊						令和7年5月 日	

# 仕 様 書

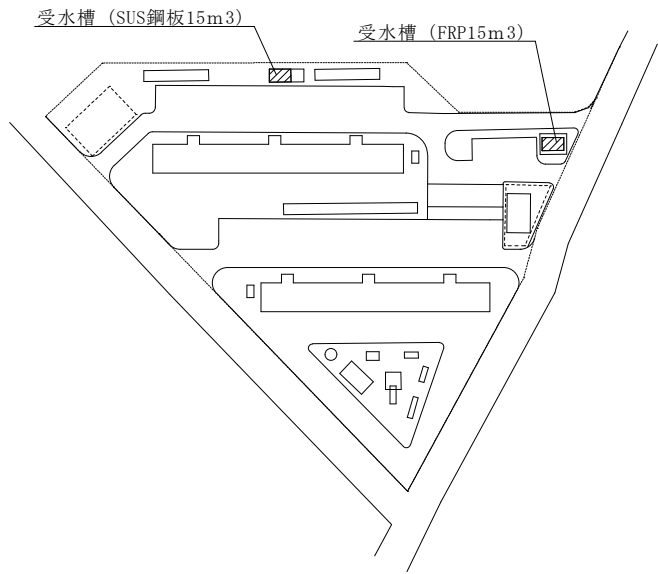
- 1 件名  
都原宿舍他受水槽等清掃
- 2 場所  
宮崎県都城市都原町7426 陸上自衛隊 都城駐屯地 都原宿舍  
宮崎県都城市南鷹尾町43-22 陸上自衛隊 都城駐屯地 五十市宿舍
- 3 概要  
受水槽4基（都原宿舍×2基、五十市宿舍×2基）、高置水槽3基（五十市宿舍×3基）の清掃  
都原宿舍1号棟、都原宿舍2号棟、五十市宿舍1号棟、五十市宿舍2号棟、五十市宿舍3号棟の水質検査
- 4 総則
- (1) 適用範囲  
本仕様書は、自衛隊官舎の受水槽及び高置水槽（以下「受水槽等」という。）の清掃（以下「本役務」という。）について適用する。
- (2) 用語及び定義  
この仕様書において使用する用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。  
本役務は、水道法第34条の2及び水道法施行規則第55条の規定に基づく清掃を行うものとする。
- (3) 引用文書等  
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。  
ア 建築保全業務共通仕様書  
イ 法令等  
1) 水道法（昭和32年法律第177号）  
2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）  
3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省第45号）  
4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）  
5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）  
6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）  
7) 建築物における衛生的環境の維持管理について（建発第0125001号平成20年1月25日）  
8) 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（厚生労働省告示第119号）  
9) その他関係法令、上記の下位諸法令及び関係諸法令並びに規則類
- 5 要求事項  
受注者が行う本役務は、次の要求事項を満足しなければならない。
- (1) 一般事項  
ア 作業時間は、平日の9時から16時までとする。  
イ 作業写真は、黒板等に作業日及び作業状況等を記載し、材料、作業工程（作業前、作業中、作業後）を撮影するほか、監督官の指示により撮影し、作業経過の作業写真帳を監督官に提出するものとする。  
ウ 受注者は、宿舍の既存の施設及びその施設等に損失を与えた場合は、監督官に報告するとともに乙の負担において速やかに復旧するものとする。  
エ 受注者は、本役務の許可なく実施場所以外に立ち入りしてはならない。
- (2) 本役務における要求事項  
ア 受水槽等の清掃業者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号に基づく事業登録を受けている者とし、登録証明の写しを監督官に提出するものとする。  
イ 清掃時期は、10月とする。
- (3) 受水槽等内における水については、次の事項について水質検査を行い、基準に満たしていることを確認する。なお、基準に満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。  
また、水質検査報告書を監督官に提出するものとする。

- ア 残留塩素の含有率 遊離残留塩素の場合は、100分の0.2以上  
結合残留塩素の場合は、100分の1.5以上
- イ 色度 5度以下であること。  
ウ 濁度 2度以下であること。  
エ 臭気 異常でないこと。  
オ 味 異常でないこと。
- (4) 水質検査は、給水栓及び受水槽等における水について、測定を行い、測定箇所については、受水槽高置水槽及び宿舍内の居室の3箇所とする。
- (5) 受水槽等の点検・保守の作業項目及び作業内容  
本仕様書及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の4.5.1受水タンク・高置タンクの点検による。
- (6) 受水槽等の清掃  
ア 作業は、健康状態の良好な者が行うものとする。  
イ 作業者は常に健康状態に留意するとともに、病原体がし尿に排せつされる感染症の罹患の有無（または病原体の有無）に関して、健康診断を受けることとし、健康状態の不良なものは作業に従事しないものとする。  
ウ 受注者は、作業者について本役務の実施日から遡りおおむね6カ月以内の全事項に関する健康診断の写しを監督官に提出するものとする。  
エ 作業着及び使用器具は、受水槽等の清掃専用とする。また、作業は衛生的に行われるようにする。  
なお、作業に当たっては、作業着及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにする。  
オ 受水槽等内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。  
カ 壁面等に付着した物質の除去は、受水槽等の材質に応じ、適切な方法で行う。  
キ 受水槽の清掃を行った後、高置水槽の清掃を行う。  
ク 受水槽等内の沈殿物質及び遊離物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除し、受水槽等の周辺を清掃する。  
ケ 受水槽等内の清掃終了後、消毒薬は有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用い、消毒は、受水槽等内の天井の下面、壁面及び床面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う方法により2回以上消毒を行い、消毒後は30分以上時間をおく。  
コ 消毒作業が終了した後、洗浄し、洗浄水を排出した後、受水槽等への水張りを行う。  
サ 作業終了後、受水槽の敷地内の草が伸びていた場合に限り草刈りを実施すること。
- (7) 高置水槽の清掃は受水槽の清掃と同じ日に行う。
- (8) 水道検査業者が検査しに来る日は立会すること。
- (9) 提出書類  
登録証明書の写し、健康診断の写し、水質検査報告書、作業写真、その他監督官から指示されたもの
- (10) 本役務に明記なき事項であっても履行上、当該実施すべき事項については、監督官と協議の上、受注者の負担において実施する。
- 6 電力等  
(1) 役務に必要な施設の電気、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。  
(2) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
- 7 安全管理  
履行にあたっては、作業安全に十分に留意し、万が一事故が発生した場合は、受注者の責任において速やかに処置するものとする。
- 8 その他  
受注者は、本役務において疑義が生じた場合は、契約当事者と速やかに協議するものとする。

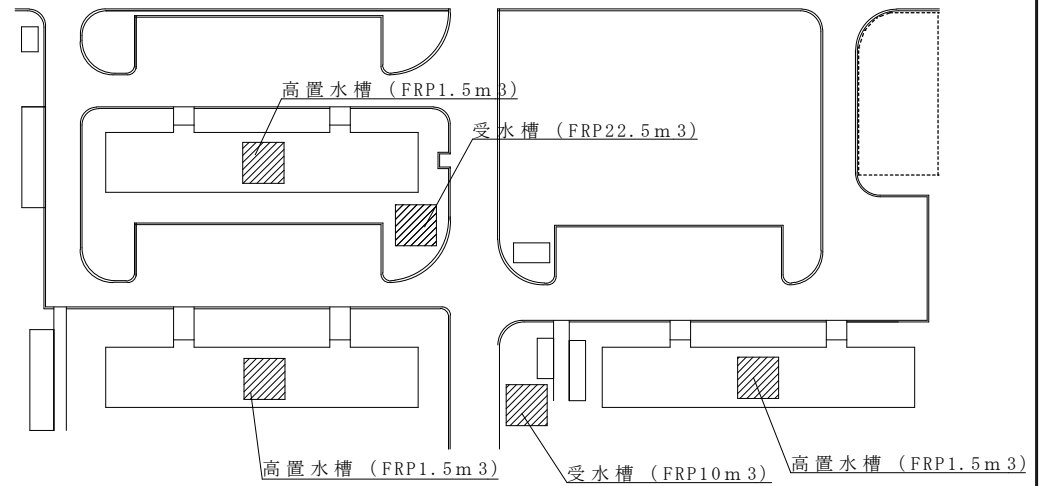
件名	都原宿舍他受水槽等清掃	図面No.	2/3
図名	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊		令和7年5月 日	



案内図



都原宿舎配置図



五十市宿舎配置図

件名	都原宿舎他受水槽等清掃	図面No.	3/3
図名	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊		令和7年5月	日